

●香川県警察本部告示第7号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前																																																														
(勤務時間等の基準)					(勤務時間等の基準)																																																														
第15条 略					第15条 地域警察官の勤務時間等の基準は、次の表の左欄に掲げる勤務制の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤務制の区分</th> <th colspan="4">勤務時間等の基準</th> </tr> <tr> <th>勤務時間</th> <th>勤務開始時刻</th> <th>勤務終了時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>駐在制</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">ただし、1週間につき<u>おおむね</u>6時間は、夜間勤務に充てるものとする。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>					勤務制の区分	勤務時間等の基準				勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	略					駐在制	略					ただし、1週間につき <u>おおむね</u> 6時間は、夜間勤務に充てるものとする。				略					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤務制の区分</th> <th colspan="4">勤務時間等の基準</th> </tr> <tr> <th>勤務時間</th> <th>勤務開始時刻</th> <th>勤務終了時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>駐在制</td> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">ただし、1週間につき6時間は、夜間勤務に充てるものとし、<u>1回の夜間勤務の時間は、2時間から3時間まで</u>とする。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>					勤務制の区分	勤務時間等の基準				勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	略					駐在制	略					ただし、1週間につき6時間は、夜間勤務に充てるものとし、 <u>1回の夜間勤務の時間は、2時間から3時間まで</u> とする。				略				
勤務制の区分	勤務時間等の基準																																																																		
	勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間																																																															
略																																																																			
駐在制	略																																																																		
	ただし、1週間につき <u>おおむね</u> 6時間は、夜間勤務に充てるものとする。																																																																		
略																																																																			
勤務制の区分	勤務時間等の基準																																																																		
	勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間																																																															
略																																																																			
駐在制	略																																																																		
	ただし、1週間につき6時間は、夜間勤務に充てるものとし、 <u>1回の夜間勤務の時間は、2時間から3時間まで</u> とする。																																																																		
略																																																																			
2 略					2 略																																																														
(運営上の留意事項)					(運営上の留意事項)																																																														
第20条 香川県警察本部生活安全部地域監（以下「 <u>地域監</u> 」という。）及び警察署長は、地域警察の運営に当たっては、他の警察部門と緊密に連携させ、その組織的機能を十分に発揮させるとともに、地域の実情に即して地域警察の事務の合理化及び地域警察官の勤務条件その他の処遇の改善に努めなければならない。					第20条 警察本部生活安全部長（以下「 <u>生活安全部長</u> 」という。）及び警察署長は、地域警察の運営に当たっては、他の警察部門と緊密に連携させ、その組織的機能を十分に発揮させるとともに、地域の実情に即して地域警察の事務の合理化及び地域警察官の勤務条件その他の処遇の改善に努めなければならない。																																																														
2 略					2 略																																																														
(準用)					(準用)																																																														

第22条 第10条、第11条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条、第18条、第19条第1項並びに第20条の規定は、自動車警ら隊、鉄道警察隊、水上警察隊、航空隊及び通信指令室の運営に関する事務を所掌する所属の長について準用する。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の所属の地域警察官について準用する。

(巡回連絡)

第30条 略

2・3 略

4 巡回連絡において聴取した事項は、警察活動における指導連絡等に活用して、住民の安全で平穏な生活の確保に役立てるものとするとともに、適正に管理しなければならない。

(不在時の措置)

第35条 交番又は駐在所の地域警察官は、当該施設を不在にするときは、不在時における県民に対する応接を適正に行うための措置をとるものとする。

第22条 第10条、第11条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条、第18条、第19条第1項並びに第20条の規定は、自動車警ら隊、水上警察隊及び航空隊の運営に関する事務を所掌する所属の長並びに鉄道警察隊長について準用する。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の所属及び鉄道警察隊の地域警察官について準用する。

(巡回連絡)

第30条 略

2・3 略

4 巡回連絡に当たっては、別記様式第1号又は別記様式第2号の巡回連絡カードを持参し、訪問先の住民等に配布して作成を依頼し、又は訪問先の住民等から必要事項を聴取して受持警察官が自ら作成するものとする。

5 前項の規定により作成した巡回連絡カード（以下「作成済みカード」という。）は、警察活動における指導連絡等に活用して、住民の安全で平穏な生活の確保に役立てるものとする。

6 作成済みカードは、訪問先の住民等の協力を得て、異動事項を補正するものとする。

7 受持警察官は、作成済みカードを適正に管理しなければならない。

(不在時の措置)

第35条 交番又は駐在所の地域警察官は、当該施設を不在にするときは、不在時における県民に対する応接を適正に行うため、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 別記様式第3号の不在時案内板及び別記様式第4号の用件承り簿を施設内の見やすい場所に備え付けておくこと。

(2) 留守番機能又は転送機能を備えた加入電話機を設置する交番又は駐在所にあっては、それらの機能を確実に作動させておくこと。

(3) 所外活動等が長時間に及ぶときは、施設内に設置されている警察専用電話機の不在登録機能を作動させておくこと。

(直轄警ら隊)

第38条 直轄警ら隊は、香川県高松北警察署、香川県高松南警察署及び香川県丸亀警察署に置く。

2・3 略

(応援要請)

第45条 警察署長は、管内の治安情勢により必要と認めるときは、地域監に自動車警ら隊の応援派遣を要請することができる。

2 略

(警ら)

第58条 航空隊勤務の警らにおいては、警察用航空機の運用を必要とする警察事象の発生に即応できる態勢の下に、あらかじめ定められた空域を巡航して、地形、地物、交通の状況その他の管轄区域内の実態の掌握に当たるとともに、警察事象に対する警戒活動に当たるものとする。

(直轄警ら隊)

第38条 直轄警ら隊は、香川県高松北警察署及び香川県高松南警察署に置く。

2・3 略

(応援要請)

第45条 警察署長は、管内の治安情勢により必要と認めるときは、生活安全部長に自動車警ら隊の応援派遣を要請することができる。

2 略

(警ら)

第58条 航空隊勤務の警らにおいては、警察用航空機の運用を必要とする警察事象の発生に即応できる態勢の下に、あらかじめ定められた空域又は路線を巡航して、地形、地物、交通の状況その他の管轄区域内の実態の掌握に当たるとともに、警察事象に対する警戒活動に当たるものとする。

別記様式第1号 (第30条関係)

家庭用

(表)

巡回連絡カード

整理番号	
作成年月日	年 月 日

住 所						電話 ()
続柄	氏 名	生年月日(年齢)	性別	非常時の連絡先		
				名称(氏名)	所在地(住所)電話番号	
世帯主		M・T・S・H 年 月 日	男 女		電話 ()	
		M・T・S・H 年 月 日	男 女		電話 ()	
		M・T・S・H 年 月 日	男 女		電話 ()	
		M・T・S・H 年 月 日	男 女		電話 ()	
		M・T・S・H 年 月 日	男 女		電話 ()	
		M・T・S・H 年 月 日	男 女		電話 ()	
		M・T・S・H 年 月 日	男 女		電話 ()	
巡回連絡実施 希望日時・曜日						

(裏)

警察 に 対 す る 要 望 連 絡 事 項	要 年	月	日	要 望 連 絡 事 項	措 年	月	日	措 置 状 況	措 置 状 況
		年	月	日		年	月	日	
		年	月	日		年	月	日	
		年	月	日		年	月	日	
		年	月	日		年	月	日	
		年	月	日		年	月	日	
		年	月	日		年	月	日	
		年	月	日		年	月	日	
実 施 状 況	実 施 年 月 日	状 況	実 施 者	実 施 年 月 日	状 況	実 施 者	実 施 年 月 日	状 況	実 施 者
	年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在	
	年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在	
	年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在	
	年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在	

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列5番とし、地色は白色とする。

別記様式第2号 (第30条関係)

事業所用		(表)		整理番号	
巡回連絡カード				作成年月日	年月日
所在地				電話 ()	
名称				FAX ()	
代表者名			夜間管理者		
業種					
非常時の 連絡先 (代表者及び代 表者に準じる方 の住所等)	氏名 (名称)	住所 (所在地)			
		電話番号		FAX番号	
		電話 ()		FAX ()	
		電話 ()		FAX ()	
		電話 ()		FAX ()	
巡回連絡実施 希望日時・曜日					

(裏)

警察に 対する 要望 連絡 事項	要 年	月	望 日	要 望 連 絡 事 項		措 年	月	置 日	措 者	措 置	状 況	
	年	月	日			年	月	日				
	年	月	日			年	月	日				
	年	月	日			年	月	日				
	年	月	日			年	月	日				
	年	月	日			年	月	日				
	年	月	日			年	月	日				
	年	月	日			年	月	日				
	年	月	日			年	月	日				
実 施 状 況	実 施 年 月 日	状 況	実 施 者	実 施 年 月 日	状 況	実 施 者	実 施 年 月 日	状 況	実 施 者			
	年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在				
	年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在				
	年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在				
	年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在		年 月 日	面接・不在				

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列5番とし、地色は水色とする。

別記様式第3号 (第35条関係)

不在時案内板

(その1)

警察官は、ただ今パトロール中です。

- 事件や事故で急用の方は、この電話で110番をおかけください。
- 落とし物、拾い物の届出、その他でご用の方は、
署 番を呼んでご用件をお話してください。

警察

(その2)

警察官は、ただ今パトロール中です。

この電話は、受話器を持ち上げると警察署が出ます。

- 事件や事故で急用の方は、この電話で本署にお知らせください。
- 落とし物、拾い物の届出、その他でご用の方は、本署の交換が出ますので、
用件を話して、担当係につないでもらってください。

別記様式第4号（第35条関係）

用 件 承 り 簿

交番・駐在所

訪 問 日 時	月 日 曜日 午前・後 時 分
住 所	市 町 丁目 番 号 郡 番地
	(マンション・アパート名 号室)
氏 名	
連 絡 先	自宅 () ー
	その他 () ー
	連絡希望時間帯 時 ころ 時 以前・以降
用 件	
処 理 結 果 (取 扱 者)	

- 後ほど連絡いたしますので、氏名・連絡先・連絡希望時間帯は、必ずお書きください。
- 書き終わりましたら、備付けの用件承り簿等投かん箱にお入れください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。